



〈写真・菊地信夫〉

心に届く芝居を目指して

カンカンッ！拍子木が打たれると、それは懐かしい始まりの合図だ。ささやくようなセリフに自然と身を乗り出すと、「おーい、ばあさんやーい」小室光さん（64歳）の少し低い声が心地よく響いた。小室さんは出版社に勤めていた当時、書店から紙芝居講座の相談を受け、その講座参加者が中心となって、「茅ヶ崎紙芝居研究会“さわやか”」の活動は始まった。今も会のメンバーと学童クラブや福祉施設等で紙芝居を演じ続けている。「さっき『紙芝居の前にやるクイズをもっとやって』と声をかけられたんだよ」と苦笑する小室さん。観客を笑顔にする研究はまだまだ続きそうだ。

contents

- 02 特集 福祉サービスを安心して利用するために
- 04 **NEWS & TOPICS**
 - ・社会的養護の将来像まとまる
 - ・東日本大震災に関連した大学生等のボランティア活動調査速報
- 06 私のおすすめ
商業施設によるユニバーサルデザインの取り組み
- 07 福祉最前線 (社)日本てんかん協会神奈川県支部
- 08 連載 福祉社会をひらく～県社協60年～第6回～
- 10 県社協のひろば
 - ・第10回かながわシニア美術展開催報告
 - ・夏休み自助具製作教室開催報告
- 12 かながわ *Hot* 情報
かながわ障害者雇用優良企業 (福)光友会 (藤沢市)

ここ数年、本県の福祉サービス事業者においても虐待や金銭搾取等が続き、平成二十一年に県知事が不祥事防止に向けた緊急アピールを行うなど、福祉サービス利用者の権利擁護が喫緊の課題とされてきました。

そこで今号では、「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」の苦情解決事業の取り組みを通して、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりについて考えます。

平成十二年の社会福祉法の施行に伴い、福祉サービス事業者は、常にその提供するサービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされました。

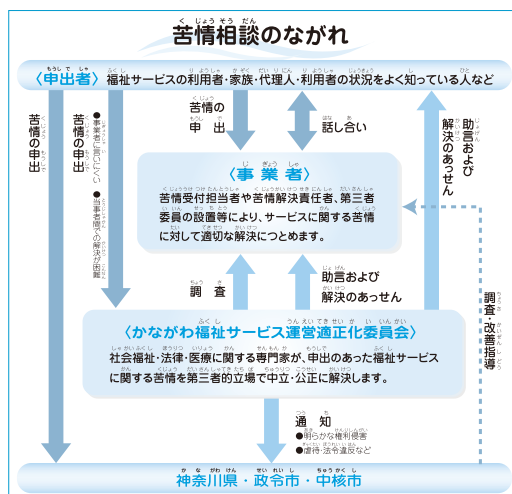
苦情解決のための相談・助言・話し合い等によるあつせんを行うことができ、重大な不当行為のおそれがあると判断した場合は、都道府県知事に通知することが義務付けられています。

このほか介護保険制度では、苦情解決の第三者機関として「国民健康保険団体連合会」が位置付けられるとともに、介護相談員派遣事業を開始しています。また、自治体や事業者等がネットワークを組んで設置する「オンブズパーソン」が活動しているところもあります。

適切な対応をするために「第三者委員」を設置することとしています。

また社会福祉法では、事業者では解決が難しい、または事業者に直接伝えづらい相談に対応するため、都道府県社協に「運営適正化委員会」の設置を定めています。本委員会

「かながわ福祉サービス運営適正化委員会（委員長…石黒康仁氏）」では、社会福祉・法律・医療に関する学識経験者の七名で構成する「苦情解決委員会（委員長…菊地哲也氏）」を置いて取り組んでいます。



申出者に調査結果を説明し、納得できない事項や、改めて事業者から説明を求めたい内容等を確認します。

事業者に対しては、委員会として改善すべきと考える点を伝えます。虐待や不適切な支援のおそれがある場合、委員会から行政に連絡します。

事業者内の苦情解決のしくみが機能することで、安心してサービスを
利用・提供できる関係づくりにつな
がるよう、本委員会では当事者間の
話し合いを推奨しています。

申出者と事業者双方の希望もしくは了解がある場合には、話し合いに委員会が立ち会い、事前調整や進行等を支援します。

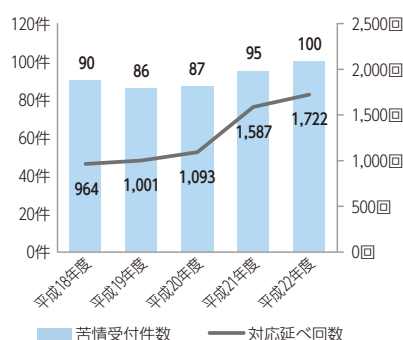
申出者が事業者の対応に納得した場合、委員会の対応を終了します。

納得できない場合は、再度申出者の意向を確認し調整方法を検討します。

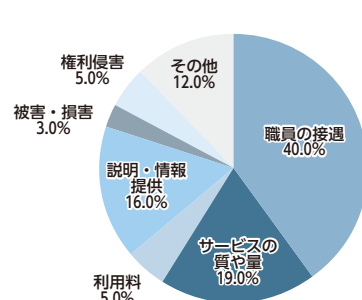
ただし両者の主張が異なり事実確認が困難な場合や、個別具体的な内容ではなく事業者の経営そのものの改善を求める場合等、委員会対応の限界を伝えることもあります。

ここ数年の相談傾向として、「職員の接遇」に関するものが最も多く、「サービスの質や量」「説明・情報提

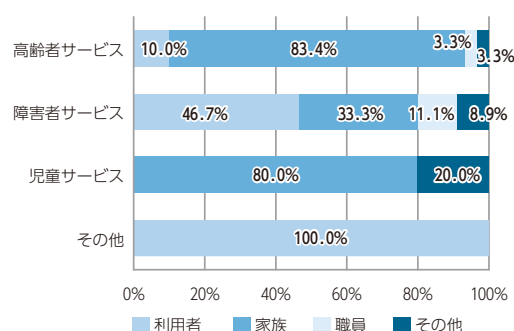
○苦情相談・受理件数の年間推移



○苦情内容内訳（平成22年度）



○サービス種別・申出者別内訳（平成22年度）



※かながわ福祉サービス運営適正化委員会の事業報告書は本会ホームページ（<http://www.knsyk.jp/tekisei/index.html>）に掲載しています。

苦情がないことは大切なことです。それが単に「苦情の数が減ればいい」「対応して解決すればいい」というだけではありません。事業者段階での苦情解決のサイクルができることで、利用者と事業者のコミュニケーションが図られ、サービスの質の向上につながり、ひいては重大な権利侵害などが起こりづらい環境となります。

このような相談については、まず、申出者が事業者者に直接相談しているかどうか確認します。なぜ事業者に伝えづらいのか、その点を聞き取り、くみ取った上で、事業者への橋渡しをしています。

利用者や家族が相談しやすい環境を整えていくためには、利用者や家族が声を上げることが原動力となります。そして、そうした声を事業者が積極的に受け止める姿勢を持つこと、自らのサービスと利用者との関係を見直し、改善点をサービスに反映させることが重要です。

「職員の接遇に関する苦情事例」

- ・窓口対応の職員の態度が悪い
- ・職員の言葉遣いに傷ついた
- ・家族同士でトラブルが起きた際、事業者者に間に入って調整してほしかった

【上図「苦情内容内訳」参照】

苦情解決委員会委員からのメッセージ

田園調布学園大学
教授 伊東 秀幸



苦情解決に関わるようになって、福祉サービス事業者の方に、どこまでが要望でどこからが苦情なのかとよく聞かれます。企業を対象とした苦情に関する本を読むと、苦情は新製品開発のきっかけになるなど「宝の山である」という記述がされています。福祉サービス事業者としても同様だと思います。サービスの充実化などのきっかけになる「宝の山」と言えます。そう考えると、要望と苦情を分けるのではなく苦情も要望ととらえて、たくさんの要望が出されるような環境づくりが必要です。苦情解決のシステムがあることや受付窓口について周知すること、第三者委員を決めて活用を周知することが必要です。

もし、苦情が出てきた場合は、丁寧な対応が求められます。利用者の方も苦情を言うことはストレスですし、苦情がサービスの充実化につながるのであれば、要望を表明してくれたことに感謝の気持ちを持つことも大事だと思います。

苦情相談からみえる福祉課題の提言へ

苦情相談の中には、個別の福祉サービスの苦情としては対応が難しい、制度全般にかかる課題がみえることもあります。

例えば、「サービスを利用したくても定員が少ないため予約がとれない」「サービスの調整をしてくれる機関がないため家族の負担が大きい」など、サービスの量や職員数の不足が招く課題がそのひとつです。

また本委員会では、社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業を対象とし、同法外のサービスや事業者に対して苦情解決の権限を持ちません。最近増加している生活保護受給

者を対象とした無認可住宅や高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームに関する苦情相談を受け付けることがあります。これらの相談については、申出者に行政の担当部署を紹介したり、内容に応じて委員会から行政に情報提供を行っています。

今後は委員会としての対応が難しい相談についても、課題を整理して提言していくことを検討しています。一つひとつの苦情相談が福祉サービスの質の向上につながるよう、今後も取り組んでいきます。

※今年度、事業者における苦情相談体制整備状況について調査を実施します。事業者の皆さまのご協力をお願いします。

（かながわ福祉サービス
運営適正化委員会事務局）

ここ十年で、家庭環境上、公的な支援を必要とする児童は増え続けており、子どもの抱える課題は複雑・多様化してきています。虐待を受けて心に傷をもつ子ども、障害のある子ども、DV（家庭内暴力）を受けた母子の支援など、社会的養護を支えるしくみの変革が喫緊の課題です。

この報告では、社会的養護の機能として、①養育機能（家庭での適切な養育を受けられない子ども

基本的な方向性としては、社会的養護が必要な子どもをできる限り家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで育てることができるよう、「家庭的養護の推進」が示されました。

家庭的養護とは、社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活を共にし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームを指します。社会的養護を受ける子どもは約九割が施設で養育されている現状を踏まえ、施設内でのケア単位の小規模化、施設機能の地域分散化（施設がグループホームやファミリーホームを設置・推進）を進めることで、より家庭環境に近づけていく方針です。

児童福祉施設の将来像については、より専門性の高いケアや地域

支援を担う、拠点役割が整理されました。【右図参照】

全国児童養護施設協議会では、専門性の高い養育体制や、きめ細かい個別的養育を推進するために、職員体制の抜本的見直しを求めています。三十年以上変わっていない現行の職員配置基準（就学児童六人に職員一人）では、一日三交代勤務とした場合、一人の職員が十八人の子どもをみる体制となり、子どもや保護者の支援に十分な対応を図るには困難さを極め、労働基準法の遵守さえ厳しい

現在、児童福祉施設の最低基準は厚生労働省令によって定められています。が、地域主権改革に伴い、来年四月から都道府県等の条例移譲が決定しています。本県では、五縣市（県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）が条例権限を持つており、各自自治体が国の示す準則に基づいて条例案を策定し、審議されることとなります。

本会児童福祉施設協議会では、本県において格差のない養育体制を整えていくために、今後の国や自治体の取り組みに注視しつつ、家庭や地域社会の養育機能の低下が課題となる中での施設役割について、協議を重ねていきます。

第718号 福祉タイムズ 2011.9.15

●障害者権利条約締結へ前進

障害者の権利の保護等に関する「障害者の権利に関する条約（仮称）」の批准のための国内法整備に向けて、8月5日、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布、施行された。

改正法は、すべての国民が障害の有無によらず基本的人権を享有できる、共生社会の実現を目的とし、制度や慣行なども障壁になるとした上で障害者の定義を広げた。障害を理由とした差別を禁止し、必要かつ合理的な配慮がされなければならないと、施策の方向性を示した。

また新たに、施策の実施状況を監視し、調査審議したり、関係大臣に勧告するなどの権限を持つ「障害者政策委員会」を設置することとし、内閣府は今年度末をめどに障害当事者や学識経験者から人選・任命するとしている。

●介護事業所の半数が職員不足

厚生労働省所管の財介護労働安定センターが8月23日に公表した「平成22年度介護労働実態調査結果」（介護保険サービス事業所を対象）によると、介護に従事する職員が不足していると回答した事業所は50.3%で、前年度を3.5ポイント上回った。特に訪問介護員のいる事業者のうち65.9%が不足感があると回答。また1年間に退職した人の割合を示す離職率は17.8%と3年ぶりに悪化している。

●高齢者虐待の相談通報が1千件超

本県は8月26日、「平成22年度における高齢者虐待の状況」を公表した。これによると、要介護施設従事者等による高齢者虐待の相談通報は54件、そのうち8件に身体的・心理的・性的虐待の事実が認められた。家族等の養護者による在宅高齢者に対する虐待の相談通報は、前年度比12.6%増の1,083件で、うち643件で虐待の事実を確認、317件について措置入所等による被虐待者の保護が図られた。

Movement of welfare

本県では、今後の協働型社会の構築に向けて若者（大学生）のボランティア活動への参加促進に関する調査を進めています。そのようなか、東日本大震災が発生した

地域における多様な課題を解決していくためには、行政の力だけでは難しく、県民やボランティア団体をはじめ、企業や大学など、さまざまな主体が協働して共に公共を担う、協働型社会の構築が求められています。

東日本大震災に関連した大学生等のボランティア活動調査速報

ため、県内の大学等による取り組み状況について調査を実施し、今後の取り組みに活用できるように、速報として取りまとめられています。

報告によると、回答した多くの大学等が義援金の募金活動やボランティア活動に関する相談対応を行っていました。また学生の関心が高かった取り組みやユニークな取り組みとして、被災者向け車いす修理イベント（神奈川県立工科大学）、ユニセフ・岩手県立大学東北学院大学との協働プログラム（明治学院大学）、学生のための災害ボランティア休暇制度創設（昭和

女子大学）等が紹介されています。現在及び今後の課題としては、ボランティア活動に参加する学生の把握、単位認定や保険料等の費用負担といった活動に参加する学生への配慮等の回答がありました。震災発生から半年、改めて地域の絆やつながりの大切さが認識される中、地域活動の担い手として期待される若者世代の参加をいかに広げていくか、関心を持って取り組みもうとしている若者と活動をつなげ、フォローしていくしくみが求められています。

（企画調整・情報提供担当）

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。



京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本 誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝 ☎045-412-2110

同 辻村 祥造 ☎045-311-5162

同 西迫 一郎 ☎046-221-1328

同 林 雄一郎 ☎0466-26-3351

代表理事 八木 時雄 ☎042-773-9266

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700 ☎ FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598
http://www.kki.co.jp/

私のおすすめ

地域と共に、やさしいまちづくりを目指して ～最先端のユニバーサルデザインに取り組む 大型商業施設「アリオ橋本」～

「地域と共に『まちづくり』を推進したい」という理念の下、昨年9月の開業以来、意欲的にユニバーサルデザイン（以下、「UD」）に取り組む商業施設を紹介します。UDに関心のある方やバリアフリー学習にもおすすめです。「アリオ橋本」は敷地面積9万3千㎡の4階建（3・4階は駐車場）で、大型スーパーと136の専門店があります。

❖ UDへの取り組み、4つのポイント

店舗の橋本駅側口を入ると、まず「ECO&UD」コーナーの大きな表示に目を奪われます。ここでは、地元相模原市と連携して、環境とUDについての情報を発信しています。アリオ橋本では、UDを「使いやすさ」「見やすさ」「わかりやすさ」「安心・安全」の4つに分類し、設計段階からUDにできる限り配慮したそうです。

【ポイント1】使いやすさ

車いすを利用する方も楽に買い物ができるよう、商品の陳列は低め。段差のない広い試着室や、一部低めのインフォメーションカウンターもあります。

買い物用カートにも工夫があり、車いすの前か後ろに取り付けられるものや、少量の買い物には、ひざの上に置けるトレイと小型のかごがあります。

トイレ（10カ所）は全てに音声ガイドを設置した多目的トイレがあり、オストメイト用洗浄設備と子ども用トイレも2カ所ずつあります。



（写真上）
手すりやベンチを設置した「ゆったり試着室」
（写真左）
車いすに取り付けた買い物用カート

今月は ⇒ **NPO法人神奈川県障害者
自立生活支援センター** がお伝えします!

通称KILC（キルク）。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚2カ所を拠点に活動中。

〈連絡先〉〔法人本部〕厚木市愛甲953-2

TEL046-247-7503 FAX046-247-7508

URL <http://www.kilc.org>

E-mail info@kilc.org

【ポイント2】見やすさ

各階の案内表示やエレベーターの階数などが、大きく表示されています。階段は、足元がよく見えるように、一段ごとに色を変えられています。

【ポイント3】わかりやすさ

広い店内をゾーン別に赤・青・黄・緑の4色に色分けし、今どの位置にいるかをわかりやすくしています。

【ポイント4】安心・安全

動線は直線を基本とし、通行の妨げになる陳列をしないように決められています。車いすや目が不自由な方の移動には、とても安心です。

そのほか、施設内16カ所に、問い合わせや目が不自由な方のショッピングアシスタントの依頼などを受けるためのインターホンも設置されています。

ソフト面では、オープン前に障害についての基本的知識と対応に関する従業員研修を行ったそうです。インフォメーションカウンターのスタッフの一人は、研修後も手話を勉強しているそうで、「手話を仕事に生かしたい」と話してくださいました。

地域の人々が障害のある方や高齢の方のことを理解し、思いやり、仕事や日常生活の中で、それぞれの立場でできる配慮を少しずつ実践すること。それが、真のUD実現への着実な一歩ではないでしょうか。



インターホン「お問い合わせコール」

インフォメーション

■アリオ橋本

JR・京王線「橋本駅」より徒歩5分

☎042-779-3311（アリオモール代表）

URL <http://www.ario-hashimoto.jp/page/>

(社)日本てんかん協会神奈川県支部
代表 森 敏一



1977年発足。支部会員350名。普及啓発活動、相談活動、自主活動、国会請願等を行っている。
〈連絡先〉 横浜市港北区鳥山町1752横浜ラポール3階団体交流室2
☎045-475-2360
E-mail kazenoyo-ni@jcom.home.ne.jp
URL http://www005.upp.so-net.ne.jp/nami/

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日頃の取り組みをご寄稿いただきます。

ひとりで悩まず、喜びを持って生きるために

悩みの多い病気「てんかん」

いつ発作が起きるか分からない不安、長期服薬の一方で治るのだろうかという心配、なぜ自分だけが病気になったのかという寂しさ。長い治療で思い通りのことができず、自己充実感が持てなかったり、友達ができにくくなったり、学校でいじめにあうことも多くあります。親戚からは「うちの家系にはてんかんの者はいない」と言われたり、就職・結婚の際、病気を告げただけで断られてしまうなど偏見や差別が根強く残っています。

病気を正しく理解してほしい

てんかんとは、脳神経が一時的に過剰に活動し、意識障害やけいれんなどの発作となって現れる病気です。大半の発作は一過性で、数分以内で回復します。

出産時の酸欠や交通事故等で脳に傷がつくことが原因になることがあります。多くの場合、原因は明らかではありません。3歳以下の発病が最も多く、80%が18歳までに発病すると言われています。近年は、高齢者の脳卒中が原因になることも増えています。発症率は「100人に1人」と言われ、珍しい病気ではありません。

てんかんという病気には、30余りの種類があります。ガクガクと全身がけいれんする“大発作”から、意識を

失わず自動車運転も可能なたんかんまで多様です。「てんかん」というだけで、ひとくくりに理解するのは正しくありません。

この30年間、抗てんかん薬の進歩は目覚ましく、正しい服薬治療をすれば、8割前後の人の発作が無くなるようになりました。しかし、正しい服薬治療をしても発作を抑えられず、手術にも向かない2割の“難治てんかん”の治療の前進・社会参加の実現は大きな課題です。

てんかん協会の目指すこと

悩み多い病気を一人で悩まないで支え合おう、てんかんという病気があっても人間として生まれた喜びを味わえるようにしよう。それが協会の目標です。

東京・早稲田にある本部と共に、支部活動として、相談活動のほか、成人した子を持つ親の会、點頭てんかんの子を持つ親の会「虹の会」、患者本人の会「クレパス」の自主活動や、会員間の交流活動、国会請願活動を行っています。また、てんかんについて正しい知識をもっといただくために、一般の方や専門職対象の講座を毎年開催しています。今年度後半には、一般向け講座として「大人のてんかん（10月2日）」「てんかんの薬（2月12日）」を企画していますので、ぜひご参加ください。

社会福祉施設 しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実

- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆加入対象は、社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。



社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン



株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763



福祉社会をひろく 県社協60年

【第六回】新たな生活課題の解決に向けた基盤整備へ

(平成三年～十二年頃)

少子・高齢社会の進行などを背景に、大きく社会福祉制度が転換し始めたこの時期、子育てや在住外国人等にかかる新たな生活課題も顕在化した中で、本会や社会福祉施設関係者、民生委員児童委員、市町村社協、当事者、ボランティア等が、協働して生活課題の解決や活動基盤の整備等に取り組んできた様子をたどります。

バブル経済崩壊 「自立と参加」を基調とする社会へ

この時期は、合計特殊出生率が低下し、社会的関心を集めた「一・五七ショック」、ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）の推進、消費税の導入、バブル経済の崩壊、社会福祉関係八法の改正による市町村主体への転換、離婚等による単身世帯の増加、家族機能の低下等、地域社会や生活のありようが大きく変貌していきました。

平成三年の厚生白書では、今後、「自立と参加」という考え方が重要になるのではないだろうか」と初めて言及しています。

そして本会にとっては、こうした少子・高齢社会への対応や「社会的に疎外されがちな人々への支援」に着目した時期でもありました。

在住外国人や子育て支援の課題

本県には、「オールドカマー」と呼ばれる韓国・朝鮮・中国の方々に加え、大和市にインドシナ難民の方々の定住を支援するセンターが設立されたことなどもあり、多くの外国籍の方が暮らしてきました。そうした方々が日常生活を営む上で、言葉の問題をベースに、住まいや健康、就労、子育て、子どもの学校生活など、多くの課題が浮上しました。

そこで本会では、在住外国人の生活問題の解決や支援体制を整えようと、平成四年から在住外国人生活支援事業に取り組みました。

まずは行政施策・サービスや県内のボランティアな支援活動の実態把握から開始し、平成六年に「在住外国人の生活支援方策」を策定。関係機関・団体等への提言を通して、理解の輪を広げることに努めました。その後、

県やさまざまな団体との連携により、県行政とNPO団体との協働による「外国人居住支援システム」や「医療通訳派遣システム」等の構築へとつながりました。

また、当時は、核家族化の進行や母親の就労・父親の単身赴任の増加、離婚の増加等による家庭養育機能の低下、子育て不安や虐待、いじめや不登校、ひきこもりなどの思春期の子どもの問題も顕在化し始めました。

そこで、子育て等にかかる地域のネットワークを構築していくと、新たな取り組みを開始しました。子育てネットワーク推進事業では、平成三年から五年にかけて「地域における子どもの実態とネットワークづくり」の研究からスタートし、その後、子育てネットワーク事例集を作成。平成六年一月に設置された主任児童委員等の参加も得て、公開講座の開催や地域調査、事業推進会議等を通じ、新たなネットワーク構築を図りました。

思春期の子どもの問題については、まず、平成六年に研究委員会を立ち上げ、思春期の子どもの現状と課題等を把握し、対応策等を検討しました。平成八年にはボランティアを養成し地域づくりを進める「思春期精神保健ボランティア推進委員会」に改組し、市町村域でのモデル的な取り組み支援や県内で思春期の子どもの居場所づくりに取り組む団体の活動などを紹介した「思春期サポートガイドブック」の作成等に取り組みました。

市区町村域を基盤とした展開整備

平成二年に社会福祉事業法（現在の社会福祉法の前身）が改正され、地域社会における福祉・医療・保健などの諸サービスを、住民の協力により有機的・総合的に提供していく重要性が示されました。

こうした社会福祉の地域指向、住民による各種活動の高まりを背景に、平成三年から「ふれあいのまちづくり事業（地域生活支援センター運営事業）」が開始されました。

事業のねらいは「相談と援助の一体化と活動の総合化」で、ボランティア活動の基盤が進んだ地域で、地域住民の生活問題に対応した総合相談機能を整え、住民・行政・福祉施設等が一体的に問題解決を図る体制づくりを目指すものでした。この事業を通じ、新たに在住外国人や子育て支援に取り組む市町村社協も登場しました。

また、社会福祉の転換が大きく図られる中、市町村社協の役割認識が揺らがないよう、本会では平成八年に「地域福祉の推進と社協の位置」「社協事業・活動の体系と展開」「組織・運営体制整備」等を内容とする「地域福祉プラン21―かながわ指針」を策定し、二十一世紀に向けた共通の指針を示しました。

福祉人材と安定した経営の確保

当時、本格的な高齢社会を迎え、市町村を中心とした社会福祉を推進するには、福祉人

材の確保や計画的な社会福祉施設整備、施設経営法人の安定的な経営の確保等が大きな課題として浮上していました。

平成二年度には、福祉人材の斡旋・登録を担う「福祉人材バンク検討会」と介護福祉士等の若年労働力の確保に向け「奨学金制度検討会」を設置し、構想を県に提言し、翌年平成三年四月に「神奈川県福祉人材センター」の開設と「介護福祉士修学資金貸付事業」の開始にこぎつけました。

また当時の施設整備には、大半の町村に助成制度がなく、市部でも補助や融資の対象外となることが多く、施設経営法人は数千万円から億単位の多額な自己資金が必要でした。

こうした状況下、市町村を中心とした老人保健福祉計画等の達成と施設整備助成の充実に向け、平成六年に「施設整備の公的補助等



平成3年、本会創立40周年を記念する県社会福祉大会では「地域からの福祉改革」を宣言しました

（年表）主な動き（平成3年～平成12年）

平成3.4	ふれあいのまちづくり事業開始
平成5.4	特別養護老人ホームへの入所決定等の事務が都道府県より町村に移譲
4	福祉人材確保指針制定
平成6.1	主任児童委員設置
平成7.1	阪神・淡路大震災発生（ボランティア元年）
平成9.8	社会福祉基礎構造改革の検討開始
12	介護保険法成立
平成10.11	岡崎県知事（当時）、財政の非常事態を宣言
平成11	本会から県に、民間社会福祉事業振興費の見直しに関する意見・要望書を提出
平成12.6	社会福祉法公布・施行
12	「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告

検討会」を本会経営者部会に設置し、「助成制度の現状と課題」「行政と民間法人の役割分担」「市町村行政における助成の論拠」「積極的助成のメリット」をまとめ、提言しました。

そして、この報告書をもとに、経営者部会が市町村行政等に要望活動を展開したところ、後年、市町村行政等による施設整備助成の拡充が徐々に進んでいきました。さらに、施設の適正かつ安定した経営と、福祉サービスの質の向上が求められるようになり、「社会福祉施設経営指導事業」等による経営支援を開始しました。

本会は、今後も「関係者とともに、新たな生活課題の解決に向け開拓的に取り組み、時代の転換期等には基盤整備においても一定の成果を導く」姿勢を貫いてまいります。

（福祉情報資料室担当）

第10回かながわシニア美術展開催

高齢者の生きがいづく

りを応援することを目的

に、「第十回かながわシ

ニア美術展」を去る八月

二十六日から二十八日ま

で、神奈川県民ホールギ

ャラリー（横浜市中区）

にて開催しました。

日本画、洋画、彫刻・工芸、書、

写真の五部門に計五百八十九点が出

品され、審査の結果、入選した五百

七十六点が展示場に並びました。

シニアならではの情緒あふれる趣

深い作品や、年齢を感じさせない大

胆な色使いの作品など、多様な作品

の数々に、会場からは驚きや感動の

声が上がっていました。



思わず足を止めて、作品に見入る来場者

主な受賞者は次のとおりです。

【大賞（県知事賞）】

※敬称略

▽日本画の部Ⅱ藤曲興治「母子像」

▽洋画の部Ⅱ松本倬生利「RETI

RE2011」

▽彫刻・工芸の部Ⅱ葩島みよ子「く

らげ」

▽書の部Ⅱ金子撫山「五言二句」

▽写真の部Ⅱ根岸利光「光降の滝」

【優秀賞】

▽神奈川県共同募金会賞Ⅱ〈彫刻・

工芸〉林れい▽神奈川県新聞社賞Ⅱ〈写

真〉星喜夫▽テレビ神奈川賞Ⅱ〈洋

画〉村谷節子▽NHK横浜放送局賞

Ⅱ〈書〉田名部幸子▽FMOコハマ

賞Ⅱ〈写真〉佐藤隆一▽オール・エ

フ・ラジオ日本賞Ⅱ〈書〉長谷川正

暁▽神奈川県厚生文化事業団賞Ⅱ

〈日本画〉北郷せつ▽横浜市賞Ⅱ〈日

本画〉田中和子▽横浜市社会福祉協

議会賞Ⅱ〈洋画〉加藤英男▽神奈川

県社会福祉協議会賞Ⅱ〈彫刻・工芸〉

甲斐製装光

なお、入賞作品はホームページで

ご覧いただけます。

<http://www.neurin.or.jp/kanagawa>

☎045-312-4815

（市町村社協支援・

福祉ボランティア活動支援担当）

夏休みに「自助具」を作ったよ！

かながわともしびセンターでは、

七月二十一日から八月二十七日の

間、かながわ県民センターで、小学

生から高校生を対象に「夏休み自助

具製作教室」を開催しました。

「自助具」とは文字通り「自らを

助ける道具」で、高齢の方や障害の

ある方が日常生活で不便を感じた時

に使うことによって、人に頼らなく

てもある程度の方が自分でできる

ようになります。

今年は、片手でも爪が切れる「台

付爪切り」や、シヨールやベストま

で片手で製作できる「片手用編み

機」、紙バックの中身が出ないよう

固定する「紙バックホルダー」等、

五種類から選べるよう準備しました。

特に女子には「片手用編み機」が

人気で、時間のかかる難しい作業に

も熱心に取り組んでいました。中に

は何種類も作りたいと希望されて数

日参加された方もいました。

教室では、自

助具についての

説明の後、自助

具製作指導員の

アドバイスを受

けながら一生懸

命に製作してい



親子で自助具製作にチャレンジ

り等の待ち

時間には、

同じフロア

にある「障

害者等IT

サロン」に

も立ち寄っ

て、普段触

れることのない支援機器やパソコン

ソフトも体験しました。

また、八月十七日に開成町で開催

された「ふれあいサマー親子ふくし

教室」（主催：開成町社協・開成町と

もしび運動推進協議会）では、本会

のIT支援機器や自助具等の展示、

自助具製作体験コーナーが多くの小

学生でにぎわっていました。

子どもたちからは、「普段できな

い物作りができて嬉しかった」「難し

かったけれど、頑張って上手にでき

て良かった」「手の不自由な方も楽し

める工夫はすごい」「自分で製作した

編み機を使うのが楽しみ」など、さ

まざまな感想が寄せられました。

自助具製作体験を通して、参加者

がそれぞれ何かを考えるきっかけづ

くりができた夏休みになったと思ひ

ます。

☎045-312-4813

（ともしび運動推進担当）



開成町では、コップにストローを固定する「ストローホルダー」を製作

だれもが支え合える職場づくりを

かながわ障害者雇用優良企業 (福)光友会 (藤沢市)

九月は「障害者雇用支援月間」

です。厳しい社会情勢の中、昨年度、全国のアロワークスを通じた障害のある方の就職件数は過去最高となり、就職率も四年ぶりにプラスに転じました。しかし本県では、障害者雇用率は全国平均を下回り、法定雇用率も未達成の状況にあります。障害のある方が働くことについて、改めて社会全体で取り組む姿勢が求められています。

今号は、社会福祉法人として障害者雇用と就労支援に取り組む、(福)光友会理事長の五十嵐紀子さんにお話を伺いました。

一般就労が身近な目標になるように

(福)光友会は、一九七七年に県内の初め地域作業所を立ち上げるなど、障害のある方の働く場づくりを率先して進めています。創設者が特別支援学校(当時の盲学校)の教員だったことから、「一般就労を身近な目標にしてほしい」との思いを込めて、卒業生らの雇用や就労支援に取り組んできました。

現在、法人職員として、身体障害や知的障害、高次脳機能障害のある方が、介護・清掃・マッサージ等の業務に就いています。また、ここでの業務経験が職業訓練となり、行政や企業等の一般雇用にもつながっているそうです。

法人の障害者雇用率は一％を超え、「かながわ障害者雇用優良企業」として認証を受けるに至っています。

案ずるより産むが易し

採用を始めた当時は、法人内から「障害者支援に取り組む職員が当事者でよいのか」と不安の声も上がったそうです。



介護業務に取り組む職員の様子

そこで各事業所単位で意見交換を重ね、その都度、業務内容や職場環境の調整・改善に取り組みました。次第に「当事者の立場で利用者の代弁ができる」「働く姿に刺激を受ける」等の声が聞かれるようになったそうです。風通しのよい関係づくりは、今もなお大切に引き継がれています。

「案ずるより産むが易し。肝心なことは、職場に障害のある方々を仲間として受け入れようとする意識があるか。まずは実際に働く姿を見てもらいたい」多くの人が関心を持つことで、障害のある方の働く職場が広がってくれたらと、五十嵐さんは語ってくれました。

(企画調整・情報提供担当)

◆(福)光友会

藤沢市鵜郷1008-1

☎0466-48-1500 FAX0466-48-5113

URL <http://www.lfa.jp/>

◆就職を希望する障害者やその支援者、障害者雇用に関心のある経営者の相談事業などを行っています。

<神奈川県障害者就労相談センター>

横浜市中区寿町1-4かながわ労働プラザ5階

☎045-633-6110(代) FAX045-633-5405

<独)高齢・障害者雇用支援機構> <神奈川障害者職業センター>

相模原市南区桜台13-1

☎042-745-3131 FAX042-742-5789

防火管理者の皆様へ

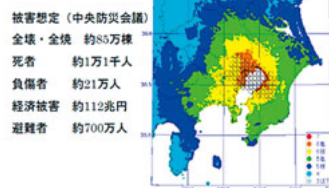
消防用設備等点検時には**無償**で点検推進指導員を派遣し防火管理者の立会を支援いたします。

首都直下地震とは

(執筆) 神奈川温泉地学研究所 杉原英和次長

首都圏で発生したマグニチュード(M)8級の地震は、1703年元禄地震と1923年(大正12年)関東大地震が知られています。その発生間隔は220年でした。この220年の期間前半は地震の静穏期でしたが、後半はM7級の地震が活発に活動したことが分かっています。関東大地震から約90年、そろそろM7級の地震が散発的に発生するのではないかと指摘されており、これが首都直下地震と呼ばれるものです。30年発生確率が70%と評価されており、このうち東京湾北部地震と呼ばれる地震について、政府は特に重点的に取り組んでいます。

東京湾北部地震(M7.3)



消防用設備の 安心を保障します



(財)神奈川消防設備安全協会
☎ 045-201-1908

「福祉タイムズ」への「意見・感想」をお待ちしています!
kakaku@knsy.jpまでお寄せください。

発行日 2011年平成23年9月15日 毎月1回15日発行 発行所 〒221-0844 横浜市中区神奈川4番地の2
社団法人 神奈川県社会福祉協議会 TEL 045-311-1423 FAX 045-312-6302 編集発行人 鈴木和夫

印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所